

奈良県告示第四百十三号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を奈良県指定有形文化財に指定する。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

建造物の部

名称	員数	構造及び形式	所有者・住所	所在地
高良神社本殿	一棟	一間社春日造、銅板葺 附 修理銘札 一枚 昭和六拾年拾月八 日の記があるもの	宗教法人高良神 社 天理市櫛本町一 四九六番地	天理市櫛本 町一四九六 番地

彫刻の部

名称	員数	所有者・住所	所在地
木造不動明王立像	一躯	宗教法人當麻寺 葛城市當麻一二六 三番地	葛城市當麻一二六 三番地

絵画の部

名称	員数	所有者・住所	所在地
絹本着色千手観音二十八部衆像	一幅	宗教法人念佛院 大和郡山市矢田町 三七五四番地	大和郡山市矢田町 三七五四番地

工芸品の部

茶臼	名 称
一箇	員 数
宗教法人佛隆寺 宇陀市榛原赤埴一 六八四番地	所有者・住所
宇陀市榛原赤埴一 六八四番地	所在地

古文書の部

清水家文書	名 称
二二 二点	員 数
清水敏男 奈良市今辻子町一 六番地	所有者・住所
奈良市今辻子町一 六番地	所在地

考古資料の部

観音寺本馬遺跡出土品 縄文土器 二六七点 石器 二二七点 土製品 三一点 漆塗り木製品 五点 人骨・歯等その他資料 三二 点	名 称
五六 二点	員 数
奈良県 奈良市登大路町三 〇番地	所有者・住所
橿原市畝傍町一番 地（奈良県立橿原 考古学研究所）	所在地